

## 九州大学感謝状贈呈規程

平成16年度九大規程第130号  
施行：平成16年 7月16日  
最終改正：平成19年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学(以下「本学」という。)が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(贈呈の基準)

第2条 感謝状は、学外者及び学外団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものに贈呈する。

- (1) 本学学生に対し、継続的な精神的援助を与えたもの
- (2) 本学学生の課外活動の充実・発展に貢献したもの
- (3) 本学学生の奨学育英に貢献したもの
- (4) 本学学生、職員等の福利厚生に貢献したもの
- (5) 本学学生、職員の生命、身体等の危険等の防止に貢献したもの
- (6) 本学の教育、研究、社会連携及び国際交流の発展に貢献したものの
- (7) 本学の教育・研究環境の整備に貢献したものの
- (8) 本学同窓会の活動に顕著な貢献があったもの
- (9) その他総長が適当と認めたもの

(被贈呈者の推薦)

第3条 感謝状被贈呈者の推薦は、総長、理事、各部局長及び事務局長が行う。

2 前項の推薦は、前年度分について毎年4月10日までにを行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(特別感謝状)

第4条 前条の推薦をされた者のうち、特に多大な貢献があったものに対しては、特別感謝状を贈呈する。

(被贈呈者の選考)

第5条 被贈呈者の選考は、役員会の議を経て総長が決定する。

(感謝状の贈呈)

第6条 感謝状の贈呈は、本学記念日に総長が行う。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(優遇措置)

第7条 被贈呈者に対しては、本学の行う諸行事への招待等優遇措置を考慮するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月16日から施行する。

附 則(平成18年度九大規程第63号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。